

# 議案第3号

## 令和4年産米の地域の合理的な単収の設定（案）

「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」にもとづく、令和4年産米の地域の合理的な単収設定については、以下によりとりすすめる。

### 1. 地域の合理的な単収の算定の基本的な考え方

(1) 東北農政局が公表している市町村別の水稻の10アール当たり収量（以下、「市町村別単収」という。）について、直近7か年（平成27年産から令和3年産を基本）中で最大の年産と最小の年産の値を除いた中庸5か年の平均値（以下、「7中5」という。）に「補正係数」を乗じたものを地域の合理的な単収とする。

$$\text{地域の合理的な単収} = \text{市町村別の水稻 } 10\text{a 当たり収量の } 7 \text{ 中 } 5 \times \text{補正係数}$$

$$\text{補正係数} = \frac{\text{令和3年産の作柄表示地帯別の平年収量}}{\text{市町村別単収の } 7 \text{ 中 } 5 \text{ による作柄表示地帯別の平均収量(※)}}$$

※作柄表示地帯ごとに、当該地帯に属する市町村の市町村別単収の7中5に、東北農政局が公表する令和3年産の当該市町村の水稻作付面積を乗じて得た収量の合計値を、当該地帯の水稻作付面積の合計値で除して得られる値

(2) 東日本大震災等の影響を考慮したデータの使用に関する特例

ア. 平成23年産から令和3年産の水稻作付面積が平成22年産より30%以上減少した市町村については、「市町村別単収の7中5」に用いる直近7か年を平成16年産から平成22年産とし、補正係数（上記（1））の算出には、東北農政局が公表した平成22年産の当該市町村の水稻作付面積を用いる。

### 2. 今後のすすめ方

- (1) 「1.」の考え方にもとづき、本年12月公表予定の市町村別水稻作付面積にもとづき地域の合理的な単収を設定し、東北農政局との協議後、各地域農業再生協議会に通知する。
- (2) 各地域農業再生協議会は、(1)によらない単収を設定する場合は、東北農政局と個別に協議し決定する。

以上

**<参考資料>**

- 令和3年産米にかかる地域の合理的な単収設定一覧
- 「別添1 加工用米の生産予定面積の算出に用いる地域の合理的な単収（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（抜粋））」（農林水産省）

# 令和3年産米にかかる地域の合理的な単収設定一覧

## 市町村別単収一覧

(単位:kg/10a)

| 市町村名 | 単収  |
|------|-----|
| 福島市  | 497 |
| 二本松市 | 503 |
| 伊達市  | 501 |
| 本宮市  | 551 |
| 桑折町  | 511 |
| 国見町  | 514 |
| 川俣町  | 457 |
| 大玉村  | 557 |
| 郡山市  | 546 |
| 須賀川市 | 539 |
| 田村市  | 495 |
| 鏡石町  | 537 |
| 天栄村  | 525 |
| 石川町  | 513 |
| 玉川村  | 509 |
| 平田村  | 515 |
| 浅川町  | 529 |
| 古殿町  | 498 |
| 三春町  | 522 |
| 小野町  | 506 |
| 白河市  | 541 |
| 西郷村  | 539 |
| 泉崎村  | 547 |
| 中島村  | 573 |
| 矢吹町  | 558 |
| 棚倉町  | 537 |
| 矢祭町  | 487 |
| 塙町   | 485 |
| 鮫川村  | 478 |

| 市町村名  | 単収  |
|-------|-----|
| 会津若松市 | 603 |
| 喜多方市  | 589 |
| 北塩原村  | 595 |
| 西会津町  | 528 |
| 磐梯町   | 596 |
| 猪苗代町  | 607 |
| 会津坂下町 | 610 |
| 湯川村   | 614 |
| 柳津町   | 565 |
| 三島町   | 512 |
| 金山町   | 533 |
| 昭和村   | 558 |
| 会津美里町 | 606 |
| 下郷町   | 527 |
| 只見町   | 544 |
| 南会津町  | 546 |
| 相馬市   | 526 |
| 南相馬市  | 518 |
| 広野町   | 525 |
| 檜葉町   | 497 |
| 富岡町   | 500 |
| 川内村   | 482 |
| 大熊町   | 504 |
| 双葉町   | 514 |
| 浪江町   | 508 |
| 葛尾村   | 465 |
| 新地町   | 528 |
| 飯舘村   | 489 |
| いわき市  | 527 |

## 別添 1

### 加工用米の生産予定面積の算出に用いる地域の合理的な単収

本要領別紙1の第5の2の(3)の地域の合理的な単収は以下により設定するものとする。

#### 1 市町村又は地域農業再生協議会別の単収

- (1) 都道府県協議会の長は、各市町村又は地域農業再生協議会別の客観的な水稻作付面積等を用いて、大臣官房統計部が公表する前年産の都道府県又は地帯別10a当たりの1.70mm基準ベース平年収量に整合した市町村又は地域農業再生協議会別の単収を設定し、原則として地域農業再生協議会の長に通知する。
- (2) なお、都道府県協議会の長は、前年産において各市町村又は地域農業再生協議会別の単収を設定している場合は、当該前年産の単収を用いることができるのこととする。

ただし、この場合において、前年産の単収を設定した後に大臣官房統計部が公表する都道府県別又は地帯別10a当たりの1.70mm基準ベース平年収量に変更があった場合は、これを反映するものとする。

#### 2 農業者別の単収

- (1) 地域農業再生協議会の長は、地域農業再生協議会が把握した地域又は農業者別の客観的な水稻作付面積等を用いて、必要に応じて1で通知された単収に整合した農業者別の単収を設定し、農業者に通知する。
- (2) なお、地域農業再生協議会の長は、前年産において農業者別の単収を設定している場合は、当該前年産の単収を加工用米の生産予定面積の算出に用いることができることとする。

ただし、この場合において、前年産の単収を設定した後に大臣官房統計部が公表する都道府県別又は地帯別10a当たりの1.70mm基準ベース平年収量に変更があった場合は、これを反映するものとする。

#### 3 地方農政局等への協議

都道府県農業再生協議会及び地域農業再生協議会の長は、1及び2の単収を設定又は変更する場合は、その算定方法及び算定に用いる客観的な面積について、地方農政局等と個別に協議するものとする。